

男女共同参画に係る動向

1 男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」
(「男女共同参画社会基本法」第2条)

互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会を目指すこと

2 男女共同参画をめぐる近年の主要な動き

(1) 国際的な動向

平成 27 年に、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs) の1つに、「ジェンダー平等の実現 (ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。)」が示されました。

また、世界経済フォーラムにより毎年発表されている、各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数 (GGI)」では、令和3年の日本の順位は153か国中120位と、先進国の中で最低水準、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっています。日本は特に、「経済」「政治」分野における順位が低くなっており、大きな課題となっています。



(2) 国の動向

平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを旨とするなどが基本原則に定められました。また、令和3年には改正が行われ、政党等における男女の候補者数の目標設定等について示されるとともに、国・地方公共団体におけるセクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等への対応強化が示されました。

令和元年には女性活躍・ハラスメント防止対策の強化のため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を始めとする各種関連法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（101人以上の事業主へ拡大）、事業主へのパワーハラスメント防止対策の法制化やハラスメント防止対策の強化などが示されました。

令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを旨とするための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進めることとされています。

また、その他の動向としては、令和2年に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が示され、女性の視点からの災害対応について取り組むべき事項が示されました。加えて、多様な性の理解促進等に関する取り組みや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた男女共同参画に関する取り組みの検討が進められています。

■男女共同参画に関する近年の主な法改正等の動き

年	
平成29年	「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長）
平成30年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和元年	「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等） 「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正（ハラスメント防止対策の強化）
令和2年	「第5次男女共同参画基本計画」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（関係機関としての児童相談所の明確化、適用対象の拡大）
令和3年	「育児・介護休業法」改正（令和4年4月から段階的に施行） （柔軟な育児休業の枠組みの創設等） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 （セクハラ・マタハラ等への対応の追加）

(3) 兵庫県の動向

兵庫県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定しました。平成14年には、「男女共同参画社会づくり条例」が制定され、条例に基づき男女共同参画社会の形成に向けた様々な取り組みが進められてきました。

計画は、その後3度の改定を経て、令和3年に「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。この計画は、「だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会」「だれもが互いに支え合える社会」「だれもが健やかに安心して暮らせる社会」を目指す社会として、6つの重点目標に基づき、取り組みが進められています。

■男女共同参画に関する兵庫県の動き

年	計画・条例
平成13年	「ひょうご男女共同参画プラン21」策定
平成14年	「男女共同参画社会づくり条例」制定
平成18年	「ひょうご男女共同参画プラン21 後期実施計画」改定
平成23年	「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定
平成28年	「ひょうご男女いきいきプラン2020」策定
令和3年	「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」策定

■ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）計画期間：令和3年度～令和7年度

目指す社会
<p>(1)だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会 人生のどの時期、どの場面においても、自らの意思によって生き方働き方を柔軟に選択し、いきいきと生活できる社会を目指す。</p> <p>(2)だれもが互いに支え合える社会 一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、男女共同参画社会づくりに参画し、互いに支え合って生きることのできる社会を目指す。</p> <p>(3)だれもが健やかに安心して暮らせる社会 貧困等生活上の困難に陥らないよう、セーフティネットを整備するとともに、高齢者、障害者、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者等、だれもが安心して暮らせる社会を目指す。</p>
重点目標
<p>① 女性の活躍と兵庫への定着の推進 ○あらゆる分野への女性の参画拡大 ○女性の能力発揮の促進と環境整備 ○兵庫への定着の推進</p> <p>② 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し ○男性の家庭・地域活動への参画促進 ○長時間労働を前提とした働き方の見直し</p> <p>③ ワーク・ライフ・バランスの促進 ○仕事と生活を両立できる職場環境づくり ○働きやすく働きがいのある環境づくり</p> <p>④ 互いに支え合う家庭と地域 ○地域ぐるみの家庭支援体制の充実 ○地域における男女共同参画の推進 ○男女共同参画の視点に立った防災体制の推進</p> <p>⑤ 安心して生活できる環境の整備 ○生涯にわたる健康対策 ○生活のセーフティネット ○多様な人々が安心して生活できる環境の整備</p> <p>⑥ 次世代への継承 ○若者の就労や社会参加と出会いの支援 ○多様な選択を可能にする教育・学習</p>

(4) 南あわじ市の動向

南あわじ市では、平成 19 年度に「南あわじ市男女共同参画計画」、平成 29 年度に「第 2 次南あわじ市男女共同参画計画（以下「第 2 次計画」という。）」を策定しました。

第 2 次計画では、「男女がともに希望をもち 自分らしく活躍できるまち」を基本理念に、4 つの基本目標を定め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを行ってきました。

令和 4 年度をもって第 2 次計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、「第 3 次南あわじ市男女共同参画計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

■ 第 2 次計画の体系

基本理念 男女がともに希望をもち 自分らしく活躍できるまち		
基本目標	基本施策	施策
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画に関心をもち、意識を育てよう	①男女共同参画について学ぶ機会の提供 ②男女共同参画推進のための情報の収集と提供
	(2) 教育を通じて学習・理解を進めよう	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②学校現場における男女共同参画の推進
基本目標 2 あらゆる場面において男女が活躍する社会づくり	(1) 政策・方針決定過程へ女性の意見を積極的に取り入れよう	①審議会等への女性登用の促進 ②庁内における男女共同参画の徹底
	(2) 男女がともに活躍できる家庭・地域・職場をつくらう	①男女共同参画による地域活動の推進 ②さまざまなチャレンジができる基盤づくり
	(3) 防災・復興体制の確立に向けてみんなで議論を進めよう	①防災意識の醸成 ②防災対策等における男女共同参画の推進
基本目標 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	(1) 労働慣行を見直し、男女がともに働きやすい環境をつくらう	①男女がともに働きやすい就労環境の整備 ②多様な保育サービスの充実 ③介護サービスの充実と質の向上
	(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ろう	①家庭における意識の醸成 ②ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発 ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
	(3) 農畜水産業等の第 1 次産業における男女共同参画を進めよう	①第 1 次産業における女性の活躍推進に向けた取り組みの充実
基本目標 4 安心して暮らせる社会づくり	(1) すべての人が安心して暮らせる環境をつくらう	①個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③多様な生き方に対する尊重と理解の促進に向けた取り組みの充実
	(2) 暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めよう	①DV防止対策の推進 ②ハラスメント防止に向けた取り組みの推進 ③DVに関する相談支援の充実
	(3) 生涯にわたって健康な生活を送れるよう互いに理解しよう	①妊娠出産期・育児等における環境整備と支援の充実 ②生涯を通じた健康づくり支援

近年の動向からみる、本計画策定において留意すべき事項

- ・ SDGs の視点
- ・ 女性活躍の促進
- ・ 女性の視点からの防災対策
- ・ 「働き方改革」を踏まえた就労や働く場における支援
- ・ 多様な性のあり方に関する取り組み
- ・ DV等のあらゆる暴力の根絶
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援



3

計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ② 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含有しています。
- ③ 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」を踏まえるとともに、「第2次南あわじ市総合計画」や「第2期南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他の関連計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



4

計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国	第5次男女共同参画基本計画					次期計画	
県	ひょうご男女いきいきプラン 2025					次期計画	
市	第2次計画		【本計画】第3次南あわじ市男女共同参画計画				